

唐津藩石炭史の研究

檜垣, 元吉

<https://doi.org/10.15017/2331275>

出版情報 : 史淵. 82, pp.85-110, 1960-08-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



唐津藩石炭史の研究

檜 垣 元 吉

唐津炭田の開発

唐津炭田の歴史は享保年間土井氏が藩主であつた頃、東松浦郡北波方村岸山字ドウメキで石炭が発見されてから始まつた。

当時は隣藩福岡の筑豊炭田、粕屋炭田が飛躍的發展を遂げた貞享元禄期の直後に当り石炭の効用が一般に理解されつあつた時代であり、既に先進地に於いて発達した技術を学ぶことも容易であつたから、この新産業は比較的急速に發展したものと考えられる。

唐津藩が技術的に先ず筑前領の影響を受けたことは後世迄変らず幕末に及んでも筑前者は採炭の顧問として活躍した。^註

註 此度佐藤六左衛門・蜂屋又右衛門かかりに而御領分石炭有之村々え筑前者召連罷越（中略）石炭為掘候間其旨相心得候様
（下略）
御代官役所 「文政年代記録」

幕末には先進地帯は技術的に頭打ちの状態となつて出炭量が不足し、唐津炭が筑前領に移出されるという様な現象が見れる。即ち多くの隘路に阻まれながらも唐津炭田は次第に開発されて、その結果長崎或いは兵庫、大阪地方にも相当量の

石炭が送られ、且つ島津藩、細川藩、有馬藩等九州で石炭の産出に恵まれざる諸藩が、藩内の石炭山採掘権を与えられて領内で採炭に従事するなど、興味深い事実も加わつて唐津炭は明治維新前夜の歴史に少なからざる影響を与えているのである。

本稿は現在尚採炭の行われている相知（おうち）炭鉱に近接した梶山村の文政から明治初年にかけての史料を主として此の問題を明らかにせんとするものである。

天明時代の採掘

天明四年唐津藩士木崎盛標は唐津藩の諸産業について三巻の絵巻を作製した。註現在原本の存するもの三種、夫れ夫れ多少の出入があるが、その中に石炭採掘の描写があり、我が国の石炭史に度々紹介されている。

註 この絵巻は九大名着教授牧川鷹之祐氏によつて研究紹介されている。奥書には次の如く記されている。

天明四年辰年 秋七月

肥前唐津城南隠士

木崎攸々軒入道盛標

行年七十三歳

この絵巻は当時の採炭、運搬等の諸技術を系統的に知る上に重要であるから他の資料を追加しながら要旨を略述しよう。「内絵巻による」

採炭 先ず「山を見立て、掘る」のであるが「石炭の有り所山根にある所は見立次第に山を穿ち石炭に当りて、夫より横に掘り入る也。是を走込（はしりこみ）と云う也」

「石ある所低きは山根より直に横にほり入る也。成る丈けむかう低にほらず、水くみ取にくき故なり。是非に不及向ふ低になりたる時には水溜る也」

「まぶの這入口は凡四五尺斗也、大小ありて定らず、石炭の有り所次第にてまぶの中左りへも右へも幾筋も掘入る也。」
照 明 坑口から掘進するには照明が必要であるから「さざいからへ火をともしまぶの中に入る」まぶが深く道法が遠くなれば、火立ち兼ねる状態となつて採掘は困難となり、まぶの明け直しの必要が生ずることもある。

天井岩 「まぶの中に天井岩といふあり。此天井亘き所は広く、凡六尋斗」もあるが落盤のおそれある時は切りはりと称して石を柱状に切り残す。

天井岩の次に「天井石と云て堺あり是を落ち物といふ色白し、又黒白赤交たる様のこがれ色あり是を焼ものといふ。厚さ一尺五寸もある也。何れも用に立す」

まつ 「段々奥深く掘入る中甚だかたく鶴嘴立がたき所に行当る事あり。此堅きをまつといふなり。是を無理無駄にほり除きて夫より又さんく掘入る也。此まつは役にたゞ捨るなり。」松岩の名称は現在でも使われる。福岡郊外名島の帆柱石は松岩の一例である。

こふ 「又こふといつて甚堅き所に行当る事あり。是又無理無駄に掘り取て夫より段々ほり入也。此こふはまつと違ひ用立なり」

石 炭 「焼ものの次に「石炭」あり、是を上石といふ、用立也、其次に堺石あり、用に立す切り捨る、其次中石あり用立也、其次堺石用にたゞす切捨る、其次下石有用立也、是を底石といふなり。」

赤 石 攸々軒絵巻の解説は炭層の状態の典型的なものを例に挙げたもので石炭の地質的構造は各種各様であつた筈である。先ず石炭層・石立そのものに厚薄があるし、又梶山村の文献では一枚石・二枚石・三枚石（三枚物）の別があつて、絵巻の図では三枚石の例が描かれている

梶山村の記録では赤石の名称が見える。坑口近くで発掘される赤味を帯びた商品とはならない程度の悪質炭らしく、焼

石としてはじめて売品となる程度のものであった。

排水 採炭にとつて最大の障碍となるものは湧水である。従つて水引料は炭価の重要な一部分であつた。坑内に水が溜れば「スホンにて水をかへ出す也、まぶの奥深くなりて、曲もおほくなれば、スホンも段々統足しがたし、此時は少々掘りしつめ溝を付て水を流す也。」

スホンは図によれば四斗樽様のおけの底に近い部分に丸竹のといを指し込んだもので「奥深く成るほど竹を何本もつなぎたす也」とある。スホンはサイホンで、寛政初年筑前の蘭学者内野莊（元華）が、サイホンの理を応用することを粕屋炭田の石炭採掘者に教えたことに始まるものと伝えられる。

嘉永年間には排水の為ふいご仕掛が使用された史料があるから、空氣の圧搾によるポンプの利用が行われたことが知られるが、多くの労力と経費を必要とした。^{註二}

すり 坑内に於ける石炭の運搬は先づ石炭をすりと呼ぶ円い大型の竹籠に入れ、これを径八寸の四輪の車に乗せて前後に附けられた繩で固定して輸送した。坑外では大形の「土場出し車」に移して河畔の積み出し場である土場に運送する。しかしそれは坑口と土場とが近距離の場合で、馬背を利用して遠距離を輸送しなければならないことも多かつた。

土場 土場は河岸の石炭積込の為の施設で、俵入り或いは野積みの石炭の置き場である。石垣を築くのが普通で土場は石炭業者にとつて重要な施設の一つ。^{註三}

中こぎ・上荷 唐津炭の大半は松浦川の水系を利用して石炭役場と倉庫のある河口の満島に輸送する。輸送に当るのは中漕船、上荷船で円滑に輸送が行われなければ土場迄運んだ石炭は「寝石」となつて業者は損失を招かざるを得ない。これ等の輸送は石炭問屋の支配するところであつたから無力な元方は屢々問屋の為に威嚇されることも少なくなかつた。

絵巻には「積荷に来る船」として吃水の浅い川船を描き「川船にてつみ下す事、凡二千斤より四千斤余も積下す、但し

水の多少による也」とあり、石炭をばら積みした川船の図が見られるが、陸上では四斗俵程度の俵に石炭を詰め込む人物が居り「石炭を籠に入れ、又は俵に入れて土場出しをする所」と解説がある。要するに水量の多少によつて川船の積載量が左右されたものであろう。

住宅 絵巻には両様の住居が描かれている。一は「古きまぶの中を家としてくらす所」とあつて旧まぶ内にかまどを築いて炊事の行われる状況を、他は「山際仮の居宅、但し五年も十年も炭を掘り尽す間は此小屋に住居するなり」と説明された入り口に繩のれんを懸けた藁葺きの家屋である。筑豊炭田でも明治時代の納屋は柱のみで壁も板張りもないものが見られたそうであるから家屋を建築するにしても極めて簡単な構造のものであつたことは明らかである。

註一 以書付奉願候事

一 石炭山老ヶ所

梶山村 幸左衛門

右之者年来石炭山元方仕御恩沢取統罷在難有仕合奉存候、然ル処先年相知村与吉高取村中平本山村広作岩屋村信作等梶山村石炭山元方仕追々出石仕候場所御座候処、極深仕操手入之場所ニ至り金銭も余計相掛リ候ニ付右四人之者共茂及了簡不申候而、掘残居申候、然ル処当村山方之儀も年久しく出石仕候而仕操易キ場所ハ掘尽し候ニ付無廻此節右之場所より出石仕度奉存候得共、仕操莫太相掛リ其上水引之儀も立つほ内ニ而ふいご仕掛立つほニ移し其上ニ而立つほより引揚候ニ付水引貫之儀も余斗相掛且又石立薄く土場方遠方旁以物入多く御座候得共外ニ出石仕候場所も無御座候ニ付右之御益錢ニ而出石仕候様被仰付被下置度奉願候、左も御座候ハ、出精出石仕候而可成御益相備様仕度奉存候、以御憐愍願之通被仰付被下置候ハ、重覺難有仕合奉存候、此段以書付奉願候 以上

寅九月

梶山村庄屋 忠 藏

註二 土場の構造を知る為土場築造の史料を掲げる。

土場拵調

山崎川

唐津藩石炭史の研究

一 土場拾間

| | |
|---------|-------|
| 此 石 | 拾坪 |
| 此 割 質 | 五百匁 |
| 此 持 出 | 五 匁 |
| 此 築 人 足 | 五 拾 人 |
| 此 質 | 四百匁 |
| 一 人 足 | 拾 人 |
| 一 同 | 拾 四 人 |

但老人八匁つゝ、
但藪伐私ならし共に
但洲さらへ裏石運共二

唐津藩の石炭政策

石炭採掘は浦山奉行の管理に属していた。慶応元年藩政の改革が行われ新しく設けられた新成方の統制下に入ったこともあつたが一年余で新成方は廃止され旧に復した。

浦山奉行の定員は二人で組頭(二人)頭取(三人)手代(六人)がこれに所屬していた。

元来浦山奉行の所管の中には燃料が含まれて居つたのであるが、寛政元年(一七八九)の頃には家中と恐らく市民の燃料も不足を告げた。家中の燃料は「貫目木」と称せられて農山村から貢納され、御家人等が一年間に支給される貫目木は川船二千艘の規定であつたが、次第に缺乏し、問題の解決の為に石炭が登場したのである。

当時は「石炭焚き馴れ候得ば勝手に相成り候品に候得共、只今迄不馴れの事故、当分取懸り致し兼ね申さる可きに付き吟味役より試に少しづつ石炭相渡さる可く候間、試に渡し候分は代錢上納に及ばず候」と言われる様な状態であつたら、領内に於ける石炭の使用は寛政年代を以て一時期を画したと推定される。

石炭の使用は次第に藩士、領民の間に普及して行つたことは想像に難くないところで、藩の石炭に対する時関心と共も

に深まり、文政年間頃には重要国産品の一つとして注意されるに至つた。^註

註 文政年度頃唐津藩の重要産物としては次の如き品目が挙げられている。

生・麦・大豆・菜種・檀蠟・油粕・干鰯・煎海鼠・干鮑・石炭・綿糸

従つて藩当局が石炭産業の保護と統制に乗り出したのは寛政以後文化文政の頃で民間の採炭の組織や藩の諸制度はこの時期に打ち出されたと考えられる。

保護と統制

拝借制度 藩の保護政策の中で代表的なものは拝借制度と、弁米補償制度である。元方は企業の当初から藩の経済的援助に依存し、更に事業不振打開の為に又つなぎ資金の拝借を絶えず問屋・村役人の保証のもとに藩政府に訴える。^註

この場合藩石炭方の交渉の相手方は当の債務者たる元方ではなくて、経済的実力者たる問屋を対象とするものであり、現場の監督者たる庄屋をこれに加えれば予想される藩の危険は極めて僅少なものであつたと考えてよい。

拝借金は「返上納」の名に於いて出炭量に依りて藩に返却されるが、後述する様に元方は必ずしも資本を有するものではなく、且つ採炭そのものが最も危険を伴う企業であるから貸与されるのは藩札に過ぎないにしても、拝借金制度なしに領内の石炭産業は全く推進不可能でその意味に於いて拝借制度の意義は大きく評価されなければならない。

以書付奉願候事

梶山村元方 与 吉

一 銭貳百五拾貳貫文

但百七拾六貫文御上

右若生石炭山元仕入銭拝借奉願候、当冬内出石高別紙ニ申上候通ニ御座候、然ル処兼而難渋之元方ニ而、掘子賃銭糧米買入等莫大之儀ニ而、来春元仕入之手当一向行届不申難義千万奉存候ニ付御時節柄恐至極ニ奉存候得共、以御勘弁右之銭高拝借被仰付被

下置候ハ、重疊難有仕合奉存候、尤御返納之義者来亥正月より追々積下候石炭百斤ニ付十五文宛月々上納可仕候此段以書付奉願候
以上

戊 十二月

浦山方御役所

| | | |
|--------|---|-----|
| 梶山村名頭 | 甚 | 左衛門 |
| 馬場村名頭 | 甚 | 平 |
| 同 | 中 | 兵衛 |
| 梶山村庄屋 | 忠 | 藏 |
| 馬場村大庄屋 | 田 | 崎猪平 |

弁米制度 採炭の行われるに当つて補償を必要とする事態の起ること今日と雖ども同様であるが、小規模な採掘しか行われなかつた当時は災害も自から限定され、石炭運搬の爲の通路とボタ或いは坑内から洩み出される排水による被害がその主たるものであつた。これ等の損失に対しては障り弁、潰れ弁の制度があり道弁、田損弁、田畑障弁米、田地馬道障弁米、石炭馬付、下道筋弁米、悪水入御田地弁米等が支給された。即ち潰れ地一步に付き二升と云う様に米を以て損害を補償する慣習が当初から存在したようである。

石炭の価額を決定する諸懸り物には必ず道弁が一項として挙げられ、輸送路が遠距離となれば耕地を使用することも多く、運搬に馬が使用されれば更に使用する土地は拡大される。

本来封建社会の本質よりすれば耕地は尊重されなければならないが、藩当局が農民の爲に耕作地を保護しようとした事例は殆んど見ることが出来ない。結局農地を守ろうとするのは農民で、多くの場合農民と無関係に採炭は行われ得ないから、採炭に先立つて先ず必要なものは村方の納得である。補償制度は存在しても積極的に耕地を放棄する農民は少なく、石炭方の圧力と庄屋の側面的努力によつて農民を屈服させるのが通例であつた。註一

運搬の通路の場合は比較的簡單であるが坑内の排水による被害とかボタの水田内への流入の問題が絶えず農民を悩まし

要するに唐津藩では本百姓を中心として農村の経済的秩序を堅持する政策の影は薄く、産業奨励による利潤の追求に急がしく新興産業たる石炭鋳業を出来得る限り支援し藩財政への寄与を計るのに熱心で他を顧るいとまはなかつたと考えられる。

代表的な譜代大名である小笠原氏が維新直前の微妙な情勢下にありながら領内の炭田を島津氏其の他の諸大名に開放していることは右に述べたように藩が確乎たる定見も経済的実力をも有しなかつたことの現われであるとしてよいであろう。

藩の許可を得て免札を与えられた元方は政治的には庄屋に依存し 経済的には問屋に依存しながら掘子によつて採炭しこれを土場まで輸送する。「土場出し」された石炭は舟運によつて最後の集荷地たる松浦川河口の満島迄運ばれるのであるが、松浦川系の河川は問屋の司どるところで上荷支配人が上荷頭を指揮して事に当るのである。

石炭関係の機構は以上の如くであるから 藩は無届けの採掘を禁止し、且つ抜け石を禁止したのは当然で、詳細は明らかでないが定値を決定して価額の統制をも行つた。

註一 去己秋より押川御林内より石炭御掘被成度、段々御沙汰御座候得共御出地へ障候ニ付村方納得不仕候処、午正月又々御談示ニ付何レ御出役之上、直々小前之者へ御沙汰被下候様申上候、然ル処午三月廿六日村役人岩屋口江罷出候様被仰付候ニ付、仁平次義罷越候、左候処高山忠三郎殿より村方納得仕候哉御尋ニ付仁平次申上候ハ段々村方江申談候処御役々様より被仰付候儀一向ニ御請不申上儀も恐入候ニ付、村方江如何ニも御手当被下置候哉御伺申上呉候様申出居候旨申上候、然ル処高山様より何レ明廿七日其村へ出役可致候ニ付、村方重モ立候者呼出置可申段御沙汰ニ付左之人致呼出候

政 吉 八兵衛 信 介 太平二 甚左衛門 善太夫 幸太夫 林 九

外ニ不参 久左衛門 正 藏 貞四郎

右三人ハ不参いたし候

註二

以書付奉願候事

一 田地 六升蒔

梶山村 甚九郎

此出来米四俵程 但 田高八斗七升九合

右者石炭御掘立ニ而炭かす流れ込植付候而茂熟し兼可申旨申出候ニ付見分仕候処申出候通、炭かす入土性茂相替合候得共根付之儀者急度仕候様申付置候、尤是迄出来米之儀年之豊凶ニ茂候得共、平均四俵程ニ而御座候ニ付土地合立直り候迄年々御見立之上弁米御渡被下置候様御願申上度奉存候旨申出候ニ付願出申候通被仰付候ハは難有奉存候此段以書付奉願候 以上
申 六月五日
梶山村名頭 仁平次
同 村庄屋 峯忠藏

炭方御役所

猶この外に稀ではあるが藩による「潰れ地」の買上げも行われている。

採炭の機構

元方 採炭現場に於ける中心人物が元方である。元方は実質的にそれぞれ独立せる石炭企業家であり、規模の大小はあるが、最小単位の組織の代表者である。

石炭の採掘には前提として、先ず発見なり試掘が必要であり、次いで藩の許可と地元住民の承認を得て稼行が開始されるのであるが、元方は村方役人の助力を得つつ手続きを完了し、労働者を傘下に集め採掘と運搬輸送の主裁者としての機能を営むものである。

従つて元方は原則として経済力と統率力を必要とすること明らかであるが、資料の上から見る時唐津領の元方はその何れにも貧弱なものが少くない。

例えば唐津領の重要な特殊産業としては先ず製紙を挙げ可きであるが、各村落の紙漉きは多くの場合有力な農民或いは

町人によつては行われず、弱少農民によつて経営されることが普通で極めて不安定な様相が見られる。製紙が藩の撫育政策の一環として取扱われていたことはこの間の事情を物語るものと言えよう。

石産産業は製紙におかれて発達したものであるが、この新興企業を中心人物の中にも亦紙漉業者と極めてよく類似した条件の、農村に於ける落伍者が含まれていたようである。

則ち御用紙漉並びに小百姓たる人物が石炭山元方を願ひ出て居り（梶山村 大吉）又石炭山元方で御撫育御用紙漉を兼業するもの（梶山村 式蔵）も存在し、それ等の或る者は最初から藩の補助を要求し、或いは借財によつて進退谷まる者、逃亡者も亦少なくない状態である。

拝借金の願ひ出は殆んどすべての元方が行つて居り、唐津藩内の石炭業者は藩の保護を前提として行動して居ると考えられるが、特に元方の経済的無力さは顕著である。^註

註 一 亀平持地右之畝内ニ有之候分石炭ニ而掘潰ニ相成居、元方逃去亀平弟田地弁賃錢も受取居不申難渋之段申上候処、御出役衆不便ニ思召御普請被下置候

以書付御届申上候事

梶山村

年 五十七

甚左衛門

同

女 房

同 廿八

粹 太 吉

同 廿三

娘 た つ

同 十一

娘 む め

× 五人

右之者御用紙漉并小百姓仕居候得共元來病身ニ而漉立方年々延引仕限月之皆納も仕得不申且御年貢之義も皆済出来兼全極難渋ニ相暮渡世ニも相成兼申候ニ付粹太吉石炭山元方存立出仕候処兎角不仕合而已ニ而段々及大借候末居屋敷等も売払此間

唐津藩石炭史の研究

も石炭山仕漬大借凌兼罷在候処、太吉義大酒等相好渡世方も不都合ニ罷成、尚又家内一統同様之心底ニ相成候（中略）然ル処近頃甚左衛門初家内諸共村方へ相見不申候ニ付心付之場所段々相尋申候得共行衛相分不申候。欠落仕候与相見へ申候ニ付此段以書付御届申上候 以上

丑 十一月五日

名 頭
庄 屋
大 庄 屋

御代 宮 御 役 所

試掘の為の願書は石炭問屋と庄屋の名に於いて提出された。この事実は採炭業者の背景をよく物語るものと言えよう。^{註一}

次いで藩側の収益を含んだ収支予定書とも云うべき覚書を提出することが必要である。文政初期に於ける生石と焼石の二つの事例を挙げると註二の如くである。

註一 以書付奉願上候事

一、字長屋 石炭山 巷ヶ所

梶山村 常右衛門

右者石炭見出申候ニ付為試問掘仕度存奉候。願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、此段以書付奉願候 以上

亥 七月廿五日

問 屋 松本治右衛門

向 郁 治

註二 一 生石炭 百斤

梶山村元方 与 吉

此代 百文

内 三 拾 巷 文
廿 三 文

堀 子 質
下 質

七 卷 七 八 四 廿
文 文 文 文 文 文

一 燒石炭 覚
内 卷 俵 此代 八拾文

殘 卷 貳 四 拾 卷 五 卷 卷 三
九 小 八 二 拾 六 文
文 以 文 文 文 文 文 文 文 文
九 九 拾 卷 文

上 柱 村 駄 繩 俵 掘
荷 木 方 質 質 質 質
俵 入 子

梶山村元方 与 吉

御 諸 役 問 上 棟 元 地 柱 村 水
益 勘 勸 定 入 用 役 料 共 三
料 料 錢 質 質 質 質 質 質 質 質
御 益 料 料 錢 質 質 質 質 質 質 質 質

| | | | |
|----|---|---|---|
| 式 | 文 | 問 | 屋 |
| 壹 | 文 | 庄 | 屋 |
| 壹 | 文 | 棟 | 梁 |
| 四 | 文 | 水 | 曳 |
| 半 | 文 | 元 | 方 |
| 小 | 以 | 御 | 益 |
| 六 | 十 | | |
| 十六 | 文 | | |
| 文 | | | |

下 受 炭坑は原則として元方によつて経営されるが、時代の降下と共に元方の下にて下受と呼ばれる階層が生れ実力あるものは元方と大差ない程度のもも存在し、その数は急速に増加していったようである。梶山村記録では文政、天保、弘化迄は下受は存在せず嘉永年間に至つて元方太吉の下受として七左衛門が一人現われるが、彼れは文久年間には元方に昇格しているのが見られる。

文久年間には五助、徳兵衛、兼右衛門、仁平、久兵衛と下請人の名が増加し、中で五助は二人の元方、式蔵及び常左衛門の下受人である。この時代には有力な元方が夫れ夫れ一人宛の下受を持つ程度である。

慶応年間に入ると下受人の数はにわか増加する。最も多くの下受人を傘下に有するものは元方式蔵で六人の下受がこれに属して居り、各元方所屬の受人も二人位のものが多い。以上の現象は幕末期に石炭の需要が増加し企業として石炭産業が活況を呈すると共に、まぶ数も増加し、各元方は受人の名に於いて数箇所の採炭に従事するに至つたことが推測され、一方仕組による許可制の制約が元方の自由な増加を防げたことも下受山の増加を助長したと考えられる。

小笠原藩では弘化元年十二月石炭掛り大庄屋以下下受に至るまで石炭方について努力を続けた五十二人に對し千足以下合計四十六両三步を賞として与えているが、この五十二人は当時石炭に関して活動した代表的人物と見なされるので一応

これを整理して表示しよう。

大庄屋 (相知村 徳末村 入野村 小黒川村)
庄屋 (佐里村 梶山村 満島村 竹有村 爪ヶ坂村 久保村 稗田村 岸山村 畑島村 高串浦分 田野村 星賀村)
満越村 牟田部村 中山村 晴気浦 葛津浦 牟形村 鶴巻村)
間屋 水主町石炭問屋 吉井定治 松本源助
満嶋御料石炭問屋 山崎治吉 阿賀伝治郎
水主町焼石問屋 吉井藤兵衛
満嶋御料問屋 嘉兵衛
御手石炭山支配人 (相知村)
石炭山取締方 (峯山村元方 小林勝之丞)
上荷支配人 (水主町 神田安兵衛)
町在上荷頭 (四 人)
御料上荷頭 (二 人)
土場番 (相知村 常左衛門)
元方 (梶山村 太吉、五平、宅平、儀助、式藏 佐里村 郡七、源吉、孫作
久保村 元作、林左衛門 高串村 中村清七郎 爪ヶ坂村 孫作 入野村 藤三郎)
下受 (梶山村 式藏 下受 徳兵衛)

現在大小元方の数を明らかにすることは不可能であるが、同じく慶応三年十二月に三十四人の元方及びその下受が地方

役所に五十兩乃至五兩の拝借金を願ひ出て居りその覚書に其の名を連ねたのは一部ではあるが、前掲のリストを補う意味で次に掲げる。

佐野村 郡七、久作、源四郎、円蔵、源吉、中吉、淀平、弥助

梶山村 五平、武右衛門、徳兵衛、清五郎、光蔵、友吉、力太郎、喜三郎、藤助、平太郎、武助、多吉

久保村 久右衛門、卯右衛門、茂作、寅七、善七、九内、友平、勘作

牟田部村 元作、平右衛門

山村 久五郎、文治、貞太郎

掘子 坑内労働に従事するものは掘子と呼ばれた。掘子の中には領内の貧農が副業として一時的に参加する者を含み、且つ若干の逃亡農民が炭坑に身を寄せたことは明らかであるが、記録の上では掘子の大半は正規の往来切手も持たずに流れ込んだ專業の他国者である。従つて掘子の状態については藩当事者も常に関心を持つていたから元方に対しては度々掘子のリストを提出させ、その史料によつて元方の掌握していた掘子の数と共に出身地をも知り得るからここに二三の例を挙げる。

(一) 嘉永五年梶山村記録

覚

一 石炭五万斤程

但 山并土場出之分共に有石

相知村石炭山元方

幸 左 衛 門

一 掘子男女九人

一 石炭山五十万斤程

但 右同断

梶山村石炭山元方

定 吉

一 掘子男女 三十七人

(二) 文久二年四月に於ける梶山村の石炭元方浅右衛門の掘子は勘場、筑前の市兵衛、棟梁、長崎の弥三松(家内二人)をはじめ三十六人であるが、掘子とその出身地を明らかにする為に出身地別にリストを作つてみよう。(一)内は家族数である。

筑前 武助(4) 儀一(2) 金助(2) 伊蔵 弥三郎 吉右衛門 伊三郎

肥前 佐吉(2) 長吉(2) 多四郎 熊吉 三代蔵 藤太郎 兼吉

平戸 市蔵(2) 良作

長崎 力太郎(5)

対州 勘太郎・大村 留吉・肥後 清蔵・長州 長吉女房・豊後 勇平

同じく恵右衛門の掘子三十三人

柳川 吉治(4) 東兵衛

豊前 重吉(4) 文助(4)

筑前 善六(4) 忠助(4)

平戸 新作(5) 肥前 嘉助(3)

同 式蔵の掘子十四人

肥前 清五郎(3) 棟梁 勇吉(4)

筑前 兵助 たけ(4)

嶋原 平兵衛(3) 久太郎

以上の例によれば掘子は他国或いは他藩出身者で、その家族を含めて就労していたと考えられる。この資料は幕末のものであるが、かつて石炭産業の行われた地方の出身者が多く、技術的行詰りによる先進地の衰頹に伴つて専門的技術者が新興の唐津炭田に移動したことが推測される。且つ筑豊或いは粕屋炭田などの石炭産地出身で経験ある人物が頭梁或いは勘場等となつて居ることも注目すべきであらう。

大部分貧困な他所者によつて構成される掘子に事故が多いのは当然であり、この問題は石炭方や村役を絶えず悩ますわけである。

以書付奉願候事

肥前国神崎郡上神代村

年 四十六 善 助

同 四十五 女房 ふ い

同 十二 娘 し を

右善助義当村石炭山元方恵右衛門山下請仕候前佐嘉伊勢屋町儀七具申者掘子ニ召抱置申候由之処、此間まぶ内ニ而怪我仕養生等仕候得共今以快方不仕打臥罷在候処、右幾七昨夜欠落掘子与も散々ニ相成善助凌方無御座無是非国元江送届呉候様元方恵右衛門を以願出申候処、炭掘之錢ニ御座候得ハ往来切手茂所持不仕候得共再応相糺候処、国所之者ニ相違無御座趣ニ而頻ニ願出候ニ付宿村継ヲ以送届申度奉願候(下略)

亥 八月五日

仁 平 次
峯 忠 藏

御代官御役所

この事件は村継ぎで帰郷させようとしても結局逆に送還のおそれがある為善助の帰国は不可能となつた。

掘子の多くは元来欠落者が多く、従つて絶えず山元では逃亡者の移動が予想され藩はその取締りを行わなければならなかつた。

以上の様な性格を有する掘子は又警戒すべき人物を含むことが当然予想されるから、この問題に関する石炭方役所からの通達が絶えず庄屋に向つて送附されている。これ等の事実はよく石炭山の雰囲気を示すものであり、明治以後の石炭鋳業の性格の一面は既にここにもみることが出来る。(以下天保年度記録)

覚

嶋原 重兵衛

鉄

千 吉字

筑前 若 友字

嘉 三 字鬘田長吉弟

太 三

右六人之者不人柄之由然ル処折々石炭山へ徘徊等致候段相聞候ニ付、定而何レも面鉢見覚候事と存候、若後向立寄候共、勘場ハ勿論掘子納屋ニ而も足留為致候儀相成不申候、若右之条守薄存夜中通り掛杯と申内々ニ而宿為致候者於有之者、当人ハ不及申元方迄厳重咎可申付候、此段相心得候様本方共へ可申付候 以上

九月十六日

石炭方役所

大村領 長江 千次郎

長崎 馬込 虎

嶋原領 鬮 松

千々輪 米藏 同 墨次郎

右之者共兼々不所行者折々石炭山徘徊いたし候段相聞候(○此以下之文先日重兵衛千吉鉄等の御触同様之文也)尚又右之者共理不尽之儀等申候ハ、捕置候而早速可訴出候、此段相心得元方共へ可申付候、以上

唐津藩石炭史の研究

寅 九月廿八日

石炭方役所

石炭山御制禁名面

肥前 スコ 政助 長崎 浦上 中吉 島原 コフク(異名也) 福治 三池 スワノ森 兵吾郎

島原 与右衛門 島原 三与藏 大村 長江 千治郎 大村 長江 長吉

長崎 ひみ 庄吉 豊前 嘉平 島原 又六 小城 亀吉

御尋者 島原 富藏 見当次第召捕候事

外ニ 長崎 モギ 三次郎 浦上 松五郎 島原 蔵松 天草 升太郎

掘子の大部分が記録の上では他所者であることは前述の通りであるが、地元の貧農が年貢未納の代償として石炭の運搬、積み込み、水上輸送に当っている例があるので史料を掲げることとする。何れも嘉永年間の事例である。

石炭の稼行は庄屋の監督下に置かれて居り従つて労働力を提供させることによつて年貢の未納分と相殺することが可能であつたのである。

一 梶山村理七儀御年貢引負余計有之、取立手段付兼候ニ付右之者へ石炭馬下申付駄賃銭之儀自分ニ而不受取様申付置、

長吉へモ右之段及談示右銭長吉より直ニ役場へ差向候様申談示置候然ル処此節長吉欠落いたし候処長吉差立不足之分跡山引請候人より役場へ差向ニ相成候事

一 石炭十六株 理七下高

此銭壹、七百六十文

但 百斤ニ付十疋文宛

一 同村作平儀理七同様引負米有之候ニ付、石炭中こきいたし賃銭之義理七同様之取計ニ長吉申談示置候ニ付、是又

跡山引請候人より理七同様取計ニ可相成候事

一 石炭壹万七千三百斤 作平下し高

此中こき 壹ノ三百八十四文 但百斤ニ付八文掛

一 同村清七義右同様之義ニ付石炭土場船積ミ渡為受持賃錢百斤ニ付壹文ツ、役場入之極メニ付跡山引請之人より役場へ差向ニ相成候事

一 石炭五十四万六千五百斤

正月より 三月貳二日迄下高 但長吉通帳ヲ以正右高ニいたし候事

此錢 五ノ四百六十五文 土場世話料清七ニ入 但百斤ニ付壹文掛リ

納屋・勘場 明治以後炭坑に於いて前近代的な隸屬關係を決定的に裏付けたものは納屋制度と勘場制度であつた。邪見な勘場、情知らずの納屋頭は労働歌にも謳われた赤鬼青鬼であつた。

まぶが開かれれば先ず掘子の為の納屋と経営者の為の勘場納屋が造られる。^{註一}

勘場は掘子の生活を監視すると共に必要な物資の販売を行い。掘子の為の厚生施設の如き外見をとりながら実は掘子の自由の大半は勘場によつて奪われるのである。石炭産業に従事する労働者の言わばアキレス踵を握る納屋・勘場制度が既にこの頃に於いて成立していることを特に留意しておきたい。

文久二年唐津藩が示した覚書^{註二}には「掘子は米酒は勿論、何品によらず勘場から購入することは通法であるから、若し心得違いの掘子が村方に立ち入り諸品を手に入れようとしても売り渡すことを禁止する。且つ掘子を呼び入れて酒を飲ませ或いは宿泊させることは決して許されない。」(第三条参照)と記されている。

納屋・勘場制は幕末に近づくに従つて次第に整備されたらしく、文政一弘化迄は炭価を決定する諸懸りに納屋・勘場の

経費は計上されないが元治頃から諸懸りの中に棟梁、勘場等の項目が挙げられるようになったのは以上の事情を物語るものであると思われる。^{註三}

要するにこの労働者の弱点を最大限度に利用した非人道な制度は既に「通法」と呼ばれる程に慣習化し、封建的支配者によつて公認され支持されているのである。この制度は他の地方に生育し唐津炭田にも持ち込まれたものである。

註一 一 納屋 拾軒 代金 三拾五兩 但 材木竹繩囊代共芎軒ニ付三兩貳歩

一 茅 壹 六拾枚 代 三百匁

一 勘場納屋 芎軒 代金 拾五兩 但 材木竹繩わら共ニ

一 壹 拾 八 枚 代 三百六拾匁

註二 覚

一 村方之者は迄石炭拾取風呂外竈等ニ焚候趣有之候由紛敷儀ニ付、以来少々たり共焚候儀不相成候事

一 生石焼石とも瓦焼鍛冶屋風呂屋其外共元方相對ニ而相求候儀不相成候、尤無抛向者元方共より願之上可請差図候事

一 但 是迄売来候瓦焼之分も改而可相願候、勿論直売之義都而不相成候事

一 掘子共之儀米佃者勿論何品ニよらず勘場より相求候通法ニ有之候ニ付若心得違村方へ立入諸品相調候共売渡中間敷候事

但 掘子を呼入酒為飲一宿等為仕候義決而不相成候事

一 兼而及沙汰置候通新山存立候節者相願、差図を請候上ニ而試掘可仕候事

但 休山ニ相成候節者其段相届可申、尚又休山之分出石仕候ハ、是又相届可申事

一 石炭山元方共御用其外願筋等ニ而当役所へ罷出候節、下受旅人共罷出候儀不相成義者勿論之事ニ候得共、万一心得違之儀も

難斗候間為念申聞置候事

一 最前元方共者勿論御領分中ノ義者、相互ニ実意を以相交り掘子末々ニ至迄難題申掛候体之義無之様申付置候事

一 御領内石炭山より逃参り候掘子三十日之内者、其元方ニ而金錢等貸付不申、先元方より掛合来候ハ、無異儀相返可申候、右

日限過候ハ、懸合来候共其元方可為了簡事

但 内々ニ而掘子雇等相見候義有之候ハ、召捕可申出候事

右者当節石炭必要之折柄ニ付都而取締方被仰出候ニ付前条之趣此度改而申付候間石炭元方并小前未々迄不洩様可申聞候 以上

子 七月十一日

地方役所

註三

元治元年黒岩村諸懸り物見込書上げ書

一 石炭百斤 但 百六拾文 掘 賃

式 文 水 引

式 文 棟 梁

四 文 勘 場

拾 文 柱 木

四 文 仕 操

式 文 土 場

式 同 同せわ料

卷 文 地 賃

廿 文 地 賃

× 式 百 七 文

問 屋 石炭を山方から掘り出し川岸の積み込み場、土場へ運搬する迄が庄屋の所管であるのに対して、土場で石炭を川舟に積み込み、且つ「旅売り」、或いは領内への売捌き「地売り」を行い、その取扱った石炭に関して藩へ上納の責任を荷うのが問屋であつた。

元来政治的にも弱体であり、経済的にも貧困である藩当局は統制力を欠き、特に有力な町人に対しては弱腰であつた。ここに於いて大資本を背景とする問屋は事実上石炭産業の實質的推進者であり、この特殊産業の死命を制するものは問屋であつたと言うことが出来よう。

藩当局も石炭に関しては、多くの場合庄屋の外に問屋の保証を要求したものの如く、届出或いは願書の大半には問屋の

副署が必要であつた。

天保十年七月以度梶山村の石炭元方及び庄屋と唐津水主町の間屋米屋（吉井定治）との間に起つた紛争の如きは問屋の實力を物語る一例である。

はじめ梶山村の石炭元方は、石炭中こぎ船が梶山に寄り付かなくなつた為、庄屋に窮状を訴え、たまたま梶山の隣村相知役場へ問屋定治が来訪したのを幸石炭積取方を依頼したが、定治は言を左右して容易に承諾せず、居合わせた石炭方役人田崎元造も説得に努めたが定治は「拙者儀も山数多く引き請け居り心底に任せず候故、外に問屋相立て申され候様」と主張した。

梶山村側では松浦川河口満島の萬屋嘉平に石炭輸送方を交渉したが「御上向御さし問これ無く候はば引き請け申すべし」との答えであつた。萬屋嘉平はこの場合下問屋としての役割を果すこととなるので、その結果を問屋たる定治に報告する必要があつた。

しかし定治は満島嘉平は「金銭指し引き方呑み込み兼ね候儀これ有り候間、石炭方上納向き滞らせ申す間敷き一札」を庄屋忠蔵が奥印して差し出す様要求した。

庄屋忠蔵にとつては従来全く交渉を持たない嘉平の受人（保証人）となることは筋違いなので、第二の候補者として同じく満島の肥前屋兵介を挙げ、受人となることはあく迄回避しようとした。

しかしこの庄屋、元方の努力は問屋側に拒否された。米屋（吉井定治）松本屋（松本治右衛門）は共に問屋は両家に限つて許可された特権であつて、たとえ現場の元方が潰れても要求を容れることは出来難いと主張した。

梶山村側は石炭方の佐川用右衛門に窮状を訴えたところ佐川から「極く御内分」で次の如き回答を与えられた。

「岸山・稗田も梶山村同様の困難を訴え出て居る。「以前は山方出石も甲斐なく、山数も少く候間問屋二軒ニ而も行届

き居り申す可く候へ共、当時御手山も米屋松本屋へ問屋仰せ付けられ候所、山数相増し出石も多分ニ相成り候而二軒之問屋ニ而不行届候ニ付き、山方潰れにも及び候様相成り候、左候へば山数相増し候に随い、問屋数も相増さず候而はならざる理合に候（下略）

石炭方も問屋の耳に入らざる様に取り計らい願ひ出候様と慎重を期し、しかし藩財政にとつて各地の石炭山が崩壊することは放任し得ない事態なので結局、満島の下問屋によつて松浦川支流の石炭輸送が行はれるようになった。

問屋の威力は明治に迄持続され「両問屋」、米屋と松本屋は最後迄その姿勢を崩すことはなかつた。

結 語

唐津炭田は周辺各藩の炭田が技術的に行き詰つて出炭量も減少した寛政前後から次第に発展し、領内の燃料問題を解決すると共に長崎及び畿内に移出し、進んで先駆者たる福岡領内へ逆移出する勢いを示したのであつた。

小笠原藩は譜代の小藩で、藩政も終始振はなかつたから、石炭産業の藩政への寄与は消極的なものに留つたが、比較的近距离にある長崎に設置された洋式近代工業、或いは汽船の燃料供給者として後期封建社会末期に果たしたその役割には注目すべきものがある。

石炭産業の重要さは藩当局をして藩営に乗り出さすに至らしめ、その為に先ず御手山方が置かれた（元治元年）が、同時に薩摩藩・熊本藩・久留米藩がそれぞれ領内に採掘権を与えられて特に薩藩が本山村の舟木谷・鹿子岩・岩屋の各坑を中心として盛んな採炭を行つたことは特に注目に値しよう。

幕末に於ける唐津藩の重要な中心人物は三井令輔であつて対石炭政策は多くその立案するところであるが、彼と薩摩側の代表者たる納戸奉行格、五代才助との折衝の過程は維新史の上に興味深い内容を持つものであつたことは疑いないこと

ろである。

九州の雄藩に向つて解放された区域は売り山と呼ばれその交渉は藩の売山方が担当した。売山が始まつてから明治維新迄の期間は極めて短かいものであつたが、此処に示された事実は維新史の盲点であり、幕末に於ける譜代小藩の意識を把握する上に重要な資料を提供するものであると考えられる。

三藩中最も規模も大きく、最大限に唐津炭を利用したのは薩藩で、威力あるこの西南雄藩は別格に扱われ特に「薩州様御仕組山」と呼ばれ、佐賀領に近い巖木川の上流巖木周辺がその中心地で岩屋村とその下流の本山村を中心とするものであつた。

熊本藩と久留米藩は規模も小さく本山村の下流相知で巖木川と合流する平山川流域の平山村の武蔵谷とローサイで採炭が行われた。

唐津炭の博多流入

博多櫛田神社蔵「店運帳」（慶応二年から明治四年に至るを記録）によると

唐津炭店として鋸町下・竹屋・肥川次作の名が見えているが唐津から移入される石炭を取扱っていたのは竹屋のみではなかつた。幕末期には福岡藩豪中武士の間でも唐津炭がかなり使用されている。

A Historiical Study of the Coalfield of Karatsu

Motoyoshi Higaki

The Karatsu coalfield was discovered during the Kyôho era (1716—1735), at Domeki near Katatsu. As the neighboring coalfields had been declining, it rapidly developed, sending out coal to Eukuoka or other advanced regions as well as to Nagasaki and Ôsaka where there was a great demand for fuel for European

-style industry and steamships.

The documents my study is based on and which belong to the period of Bunsei (1818) to early Meiji are full of examples of the fact that all the techniques Japan had ever used and all the evils which would be shackles to the Japanese industry there-after were introduced into the region.

The coalfield was managed by the "yamamoto" (the boss) , but politically was controlled by the "shōya" (the village headman) and economically by the two wholesale merchants. The Karatsu "han" (clan) was supposed to protect the "hon-hyakushō" (the standard farmer) that had been the basis of the feudal system, but it was now financially too powerless to do so and paid its main attention to the profit from the coalfield.

During years prior to the Meiji Restoration, the Karatsu "han" allowed the Satsuma "han" to exploit a part of the field and also gave the Kumamoto and Kurume "han" mining rights elsewhere. This means that an "inside" feudal lord offered support to anti-Shōgunate powers.